6　がん対策推進基本計画等の見直し期間に関する改正

がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも五年ごと」とされているところを「少なくとも六年ごと」に改めることとした。（第一〇条第七項及び第一二条第三項関係）

7　がんの予防の推進に係る規定の改正

がんの予防の推進のために必要な施策の例示として、次の事項を規定することとした。（第一三条関係）

㈠　がんの原因となるおそれのある感染症に関する啓発及び知識の普及

㈡　性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発及び知識の普及

8　がん検診によりがんの疑いがあると判定された者等が必要な診療を受けることの促進等

㈠　国及び地方公共団体は、がん検診によってがんに罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一四条第二項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、がん検診の質の向上等に関する施策を効果的に実施するため、がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第一四条第三項関係）

9　緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成

がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策の例示として、緩和ケア（がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為をいう。10において同じ。）のうち医療として提供されるものに携わる医療従事者の育成を図るための施策を規定することとした。（第一五条関係）

10　がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正

㈠　がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策の例示として、次の事項を規定することとした。（第一七条関係）

(1)　がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること。

(2)　がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること。

㈡　国及び地方公共団体は、がん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策のほか、がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一七条関係）

11　がん登録等の取組の推進に関する改正

国及び地方公共団体は、がんに係る調査研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第二条第二項に規定するがん登録（その他のがんの罹患、診療、転帰等の状況の把握、分析等のための取組を含む。以下11において同じ。）、当該がん登録により得られた情報の活用等を推進するものとすることとした。（第一八条第二項関係）

12　研究の推進等に係る規定の改正

㈠　国及び地方公共団体が研究の促進等を行う事項として、「がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項」を加えることとした。（第一九条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体が研究の促進等のために必要な施策を講ずるに当たっては、罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困難であるがんに係る研究の促進について必要な配慮がなされるものとすることとした。（第一九条第二項関係）

㈢　国及び地方公共団体は、がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一九条第三項関係）

13　がん患者の雇用の継続等

国及び地方公共団体は、がん患者（その家族を含む。以下13及び15において同じ。）の雇用の継続又は円滑な就職に資するよう、事業主に対するがん患者の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二〇条関係）

14　がん患者における学習と治療との両立

国及び地方公共団体は、小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二一条関係）

15　民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二二条関係）

16　がんに関する教育の推進

国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第二三条関係）

17　施行期日等

㈠　その他所要の規定の整備を行うこととした。

㈡　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第一〇八号）

（内閣官房）

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正関係（第一条関係）

独占禁止法違反の疑いに係る公正取引委員会の通知を受けた者が、その疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置に関する計画を作成して公正取引委員会の認定を申請し、公正取引委員会が当該計画を認定した場合には、排除措置命令及び納付命令をしないこととした。

二　特許法の一部改正関係（第二条関係）

1　発明の新規性の喪失の例外期間の延長

特許を受ける権利を有する者が特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その発明がその公表によって新規性等が否定されないとする新規性の喪失の例外が適用される期間を、六月から一年に延長することとした。

2　特許権の存続期間の延長制度の整備

特許権の存続期間について、特許権の設定の登録が特許出願の日から起算して五年を経過した日又は出願審査の請求があった日から起算して三年を経過した日のいずれか遅い日以後にされたときは、延長登録の出願により延長できるようにするとともに、その延長できる期間について定めることとした。

三　商標法の一部改正関係（第三条関係）

商標権者又は専用使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標（書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。）の使用による損害の賠償を請求する場合においては、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、自己が受けた損害の額とすることができることとした。

四　関税暫定措置法の一部改正関係（第四条関係）

1　原産品の確認等に係る手続規定の整備

我が国に輸入される貨物が環太平洋パートナーシップ協定の原産品であるかどうか等の確認をするために税関職員が行う調査に係る手続規定を整備することとした。

2　セーフガード等に係る手続規定の整備

環太平洋パートナーシップ協定締約国からの輸入が急増した場合、環太平洋パートナーシップ協定締約国が協定に違反した場合及び環太平洋パートナーシップ協定締約国からの牛肉、豚肉等の特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等において、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備することとした。